



# 山形県公報

平成21年4月1日(水)

号 外(22)

## 目 次

### 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....(子ども家庭課)... 1

## 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第41号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、児童福祉法施行規則」を「及び児童福祉法施行規則」に改め、「及び里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号)」を削る。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 法第33条の6第1項から第4項までの規定による児童自立生活援助の実施等に関すること。

第2条の2の次に次の8条を加える。

(養子縁組希望里親等名簿)

第2条の3 知事は、法第27条第1項第3号の規定により児童を委託するため、法第6条の3第1項に規定する里親(同条第2項に規定する養育里親を除く。以下「養子縁組希望里親等」という。)について、次に掲げる事項を登録した名簿(以下「養子縁組希望里親等名簿」という。)を作成するものとする。

- (1) 登録番号及び登録年月日
- (2) 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- (3) 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- (4) その他知事が必要と認める事項

(養子縁組希望里親等の要件)

第2条の4 本人又はその同居人が法第34条の15第1項各号のいずれかに該当する者であるときは、養子縁組希望里親等となることができない。

(希望者による申請)

第2条の5 養子縁組希望里親等となることを希望する者(以下「希望者」という。)は、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 希望者の住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- (2) 希望者の同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- (3) 養子縁組希望里親等になることを希望する理由
- (4) 里親であつたことがある者はその旨及び他の都道府県において里親であつた場合には当該都道府県名
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 希望者及びその同居人の履歴書

- (2) 希望者の居住する家屋の平面図
- (3) 法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類  
(養子縁組希望里親等の認定及び登録)

第2条の6 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る希望者が第2条の4に規定する者に該当しない者であることその他要保護児童(法第6条の2第8項に規定する要保護児童をいう。)を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養子縁組希望里親等名簿に登録し、又は登録しないことの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該希望者に通知するものとする。  
(知事への届出)

第2条の7 養子縁組希望里親等が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法第34条の15第1項第1号に該当するに至つた場合 その後見人又は保佐人
- (3) 法第34条の15第1項第2号から第4号までに該当するに至つた場合 本人

- 2 養子縁組希望里親等は、第2条の3各号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを知事に届け出なければならない。

(登録の消除)

第2条の8 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養子縁組希望里親等名簿の登録を消除するものとする。

- (1) 養子縁組希望里親等が法第6条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める者に該当しなくなつたと認められる場合
- (2) 本人から登録の消除の申出があつた場合
- (3) 前条第1項の規定による届出があつた場合
- (4) 前条第1項の規定による届出がなくて同項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- (5) 不正の手段により養子縁組希望里親等名簿への登録を受けた場合

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、養子縁組希望里親等名簿の登録を消除することができる。

- (1) 法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
- (2) 法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(登録の有効期間)

第2条の9 養子縁組希望里親等名簿の登録の有効期間は、5年とする。

(登録の更新)

第2条の10 養子縁組希望里親等名簿の登録は、養子縁組希望里親等の申請により更新する。

- 2 前条の規定は、更新後の有効期間について準用する。

第3条第1項第2号中「前条」を「第2条の2」に改め、同項第16号を次のように改める。

- (16) 省令第36条の37第1項若しくは第2項又は第2条の5第1項の規定による里親となることを希望する者の申請 里親認定申請書(別記様式第5号の2)

第3条第1項中第29号を第33号とし、第22号から第28号までを4号ずつ繰り下げ、同項第21号中「の廃止」を「又は小規模住居型児童養育事業の廃止」に、「児童自立生活援助事業廃(休)止届出書」を「児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)廃止(休止)届出書」に改め、同号を同項第22号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (23) 法第34条の11第1項の規定による一時預かり事業の開始の届出 一時預かり事業開始届出書(別記様式第6号の7)
- (24) 法第34条の11第2項の規定による一時預かり事業の変更の届出 一時預かり事業変更届出書(別記様式第6号の8)
- (25) 法第34条の11第3項の規定による一時預かり事業の廃止又は休止の届出 一時預かり事業廃止(休止)届出書(別記様式第6号の9)

第3条第1項第20号中「の変更」を「又は小規模住居型児童養育事業の変更」に、「児童自立生活援助事業変更届出書」を「児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)変更届出書」に改め、同号を同項第21号とし、

同項第19号中「の開始」を「又は小規模住居型児童養育事業の開始」に、「児童自立生活援助事業開始届出書」を「児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)開始届出書」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号の次に次の1号を加える。

(19) 法第33条の6第2項の規定による児童自立生活援助の申込 児童自立生活援助申込書(別記様式第6号の3の2)

別記様式第1号中

「

政府管掌健康保険 ・ 健康保険組合 ・ 船員保険 ・ 共済組合 国民健康保険 ・ 生活保護 ・ その他( )
---

」を

「

全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 健康保険組合 ・ 船員保険 共済組合 ・ 国民健康保険 ・ 生活保護 ・ その他( )
---

」に改める。

別記様式第5号の2を次のように改める。  
様式第5号の2

(表)

里親認定申請書								
							年 月 日	
山形県知事 殿								
申請者 氏名								
氏名								
(記名押印又は署名)								
<p>下記のとおり、里親となることを希望するので、児童福祉法施行規則第36条の37第1項(児童福祉法施行規則第36条の37第2項)(山形県児童福祉法施行細則第2条の5第1項)の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>								
区分	養育里親 ・ 専門里親 ・ 養子縁組を希望する里親 ・ 親族里親							
里親希望者	里	ふりがな氏名	性別	年齢	生年月日	職業	前年の収入(円)	健康状態
	父	研修修了(見込み)年月日	養育里親研修		年月日	修了・修了見込み		
	母	研修修了(見込み)年月日	専門里親研修		年月日	修了・修了見込み		
	過去における里親登録の有無 有の場合、里親登録されていた都道府県名( )							有 ・ 無
里親希望者	里	ふりがな氏名	性別	年齢	生年月日	職業	前年の収入(円)	健康状態
	父	研修修了(見込み)年月日	養育里親研修		年月日	修了・修了見込み		
	母	研修修了(見込み)年月日	専門里親研修		年月日	修了・修了見込み		
	過去における里親登録の有無 有の場合、里親登録されていた都道府県名( )							有 ・ 無
現住所					電話番号			
里親希望者の同居人	ふりがな氏名	性別	続柄	年齢	生年月日	職業	前年の収入(円)	健康状態
里親を希望する理由	<p>&lt; 養育里親を希望する場合 &gt; 1年以内の期間での児童の養育について 希望する ・ 希望しない</p> <p>養子縁組を希望する里親の名簿への登録について 希望する ・ 希望しない</p> <p>&lt; 専門里親を希望する場合 &gt; 専門里親の要件(児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げる要件)のうち、該当するもの イ・ロ・ハ 委託児童の養育に専念できる事実(児童福祉法施行規則第1条の36第3号の要件に該当する事実) ( )</p>							

(裏)

申請者 氏名 氏名				
里親希望者の世帯における家計、課税及び資産の状況				
前年における家計状況		前年度における課税状況		資 産 の 状 況
				宅地 (m <sup>2</sup> ・坪)
総 収 入	総 支 出	所 得 税	住 民 税	家屋 (m <sup>2</sup> ・坪)
				田 (m <sup>2</sup> ・坪)
円	円	円	円	畑 (m <sup>2</sup> ・坪)
				山林 (m <sup>2</sup> ・坪)
				その他の動産・不動産
里親希望者の居住する住居の状況				
住居の所有関係	敷地面積 (一戸建ての場合)	建物の構造	最寄りの小中学校名 及びそこまでの距離	最寄りの駅名または バス停留所名及び そこまでの距離
持ち家・借家 間借り・その他	m <sup>2</sup>	造 階建	( )小学校 ( km)	( ) ( km)
			( )中学校 ( km)	
里親希望者の居住する住居の平面図 (住居の図面を添付することで記入を省略することができる。)				

注 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- 1 里親希望者及びその同居人(未成年者を除く。)の履歴書
- 2 里親希望者及びその同居人の住民票謄本(全部事項証明)
- 3 里親希望者の所得証明書又はそれに代わるもの
- 4 里親希望者及びその同居人が児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類
- 5 養育里親を希望する場合は、養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- 6 専門里親を希望する場合は、児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類及び専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- 7 親族里親を希望する場合は、里親希望者と養育を希望する要保護児童との続柄を証する戸籍謄本及び児童相談所長が発行する許可証
- 8 その他知事が必要と認めたもの

別記様式第6号の3の次に次の1様式を加える。  
様式第6号の3の2

	年 月 日
山形県知事 殿	提出者 氏名 (記名押印又は署名) (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
児童自立生活援助申込書	
下記のとおり児童自立生活援助の実施を希望するので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により申し込みます。	
記	
1 児童自立生活援助実施希望者の氏名、居住地、生年月日及び職業	
2 児童自立生活援助の実施を希望する理由	
3 その他参考事項	

別記様式第6号の4中「児童自立生活援助事業開始届出書」を「児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)開始届出書」に、「を開始する」を「(小規模住居型児童養育事業)を開始する」に、

- 「2 経営者の住所及び氏名(法人の場合は、その所在地及び名称) を
- 3 職員の定数及び職務内容 」
- 「2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) に、
- 3 職員の定数及び職務の内容 」
- 「5 事業を行おうとする区域
- 6 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 添付書類
  - (1) 条例、定款その他の基本約款 を
  - (2) 事業収支予算書
  - (3) 事業計画書
  - (4) その他参考資料 」
- 「5 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類
  - (1) 条例、定款その他の基本約款 に改め、同様式の注書を削る。
  - (2) 運営規程
  - (3) 収支予算書
  - (4) 事業計画書
  - (5) その他参考資料 」

別記様式第6号の5中「児童自立生活援助事業変更届出書」を「児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)変更届出書」に、「の内容」を「(小規模住居型児童養育事業)の内容」に、

変 更 の 内 容	
-----------	--

変更が生じた事業の種類		に改める。
変更の日	年 月 日	
変更の内容		

別記様式第6号の6中「児童自立生活援助事業廃(休)止届出書」を「児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)廃止(休止)届出書」に、「を廃(休)止する」を「(小規模住居型児童養育事業)を廃止(休止)する」に、「廃(休)止しようとする」を「廃止(休止)しようとする」に、

廃(休)止の理由		を
----------	--	---

廃止(休止)しようとする年月日		に、
廃止(休止)の理由		

廃止年月日又は休止予定期間	を	休止の場合、休止の予定期間	に改め、同様式の次に次の3様式を加える。
---------------	---	---------------	----------------------

様式第6号の7

年 月 日
山形県知事 殿
事業経営者 氏名 (記名押印又は署名) (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
一時預かり事業開始届出書
下記のとおり一時預かり事業を開始するので、児童福祉法第34条の11第1項の規定により届け出ます。 記
1 事業の種類及び内容
2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
3 職員の定数及び職務の内容
4 主な職員の氏名及び経歴
5 事業を行おうとする区域
6 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
7 建物その他設備の規模及び構造
8 事業開始の予定年月日
9 添付書類
(1) 条例、定款その他の基本約款
(2) 建物その他設備の図面
(3) 収支予算書
(4) 事業計画書
(5) その他参考資料

注 「5 事業を行おうとする区域」には、市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を併せて記入すること。

様式第6号の8

山形県知事 殿

年 月 日

事業経営者 氏名  
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

一時預かり事業変更届出書

下記のとおり一時預かり事業の内容を変更したので、児童福祉法第34条の11第2項の規定により届け出ます。

記

変更の日	年 月 日
変更の内容	
変更の理由	
その他参考事項	

## 様式第6号の9

<p>山形県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">事業経営者 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">一時預かり事業廃止（休止）届出書</p> <p>下記のとおり一時預かり事業を廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の11第3項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>年 月 日</p>
廃止（休止）しようとする年月日	
廃止（休止）の理由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置	
休止の場合、休止の予定期間	
添付書類	法人においては、廃止又は休止の決議書の写し及び定款その他の規約

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の別記様式第1号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表児童相談所長の項委任事項の欄第1項第1号中八を削り、二を八とし、ホを二とし、へをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、又をリとし、リの次に次のように加える。

又 法第33条の6第1項から第4項までの規定による児童自立生活援助の実施等に関すること

平成21年4月1日印刷  
平成21年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056